

自民クラブ

議案質疑

西条市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

使用料改定！

議論は尽くされたか

問

地方自治法第225条の規定に基づく公の施設の使用料は、それが適正に設定されない場合には、施設の運営経費を施設使用料で賄えず、その結果、公費負担が生じ、新たな市民サービスが実施できないといった財政の硬直化の要因となるとともに、受益者負担の公平性を欠くことになる。スポーツ施設の使用料についてどのように協議を重ね、条例改正に至ったのか。市が徴収する使用料などの額に関する審議は、西条市使用料等審議会に諮問するのが筋と思うが、今回の西条市ス

ポーツ推進審議会への諮問は、適切であったか。

また、第二次西条市行政改革「集中改革プラン」には、使用料など受益者負担の適正化を図るため、「行政改革推進委員会へ諮問し、審議する」と明記されているが、同委員会での審議は、どのように行われたのか。

答

市内スポーツ施設の使用料については、これまで統一が図られていない状況であり、合併から10年が経過しようとする中、市民から統一的な運用が求められている。こうした状況の下、西条市スポーツ推進審議会において、施設の調査を行い、審議した結果、市内のいずれの地



西条市総合体育館

域でも市民は等しく平準化された行政サービスを享受すべきであり、施設利用者における負担の公平性を担保するという観点からも、市内スポーツ施設の使用料の統一を図りたいとの答申を受け、条例改正を行うものである。

施設使用料の設定に係る基本的な考え方は、社会体育施設はスポーツの振興だけではなく、市民の健康増進や良好なコミュニケーションの形成などに寄与することを目的に整備されている。市民の健康は、医療費の抑制や生きがいを持つて生活することのできるまちづくりにつながるもので、施設使用料は維持管理費の対価として必ずしも実費相当額の負担を求めている。そうした考えの下、現行の施設使用料のうち最も低廉な額に統一することとしている。

西条市使用料等審議会については、市長が必要と認めるときに諮問するもので、全ての使用料などの審議が義務付けられているものではなく、市民生活に広範な影響を与える場合や、受益者などが広範にわたる場合を想定している。



西条市東予運動公園テニスコート

今回の使用料の改定は、一部のスポーツ施設の運営面に

関する事項と併せて使用料を見直すものであり、西条市スポーツ推進審議会に諮問したことは、適切と判断している。財源及び公平性の確保については、同審議会でさまざまな意見があり、議論もさまざまな見直しが、現行の施設使用料のうち最も低廉なものに統一するという答申があった。

行政改革推進委員会での審議については、平成19年度に開催された同委員会において、体育施設の使用料についても見直しが必要との結果が出され、検討を重ねてきた結果、今回の改正に至ったものである。

一般質問

本市における土砂災害の実態と課題をどう捉えているか？

問

近年の気候変動の影響などによる極端な豪雨が増える傾向にあり、先の広島県のように、今後、土砂災害の大規模化や多発化が懸念されるところである。

土砂災害は、土石流や地滑り、崖崩れとその態様がさまざまであり、前兆現象の発生が不確実であることから、危険が切迫していることを現地の状況から判断することは困難で、行政や住民にとって適切な警戒避難体制や避難行動を取ることが非常に難しい災害と言える。

本市では、このような土砂災害の実態を踏まえ、市内の土砂災害危険箇所の点検はもとより、土砂災害防止法に基づく区域指定や砂防ダムなどのハード事業、更には警戒避難体制の強化、防災意識の向上にどう取り組んでいるのか。